

【 別紙 】

1. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料

「鋼材類」：鋼板、棒鋼など

「燃料油」：軽油など

【単品スライド適用の対象工事】

- ・各材料毎に実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、対象工事金額よりも1%以上変動する工事

(注1) 各品目毎に次式により算定した当該工事に係る変動額が対象工事金額の100分の1に相当する金額を超える場合のみ対象となる。

・鋼材類の変動額 > 対象工事金額の1/100の場合に対象

・燃料油の変動額 > 対象工事金額の1/100の場合に対象

(注2) 対象工事金額とは、基本的には工事の請負代金額の総価であるが、年度をまたがる工事や、全体スライドとの併用工事などについては、適用開始以前の出来形部分に相応する請負代金額(出来高)を控除した額とする。

(注3) 対象工事は継続工事中の工事及び新規契約で、その契約工期末まで適用となる。

2. 単品スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出(必須)

請負人は、請負人が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

(注) 燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

3. 単品スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 購入された月の実勢価格

(注) 複数回にわけて購入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

(注1) 複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の単純平均

4 . 単品スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

5 . 単品スライド額 (S) の計算

$$\begin{aligned} & \text{【鋼材類】} \{ \text{購入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量}^{(\text{上記4})} \dots(\text{注1}) \\ +) & \text{【燃料油】} \{ \text{購入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量}^{(\text{上記4})} \dots(\text{注1}) \\ -) & \text{スライド前の請負代金額の 1 \% 相当額 (注 2)} \end{aligned}$$

スライド額 (S)

(注 1) 乙が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

(注 2) 全体スライドと併用した場合で全体スライド適用期間においては、差引きを行わない。

6 . その他

部分引渡しをした工事の部分、適用開始以前の部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

工期末が平成 20 年 9 月 30 日以前である工事についての適用申請は、7 月 30 日まで

なお、運用基準の詳細については、今後、策定します。

以 上